

第42回八王子いちょう祭り

『全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2021』

出店募集のご案内

昨年の第41回八王子いちょう祭りは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、三密を防ぐために「モバイルスタンプラリー」という形態に変えて無事に開催することができました。また、昨年は「WEB版 全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2010」も開催することができました。ご協力くださいました皆様には関係者一同心より感謝申し上げます。

さて、今年度の「第42回八王子いちょう祭り」は、11月20日(土)、21日(日)の両日に開催の予定です。ワクチン接種が始まりオリンピックも開催され今年こそと考えておりますが、いまだ予断を許さない状況が続いております。

当祭典委員会として何ができるのかを検討した結果、今年は、『祝・日本遺産認定記念事業』『祝・JR 高尾駅開業 120 周年記念事業』をテーマに、＜Say YES! Restart Together! ～みんなで新たなスタートを!～＞をスローガンとして、原点に戻り甲州街道いちょう並木を楽しく歩いていただけるような企画を考えております。

今年も大幅に規模を縮小しての開催になりますが、感染予防ガイドラインや関係各所と感染拡大防止ための措置について状況に応じた対応を協議しながら準備を進めて参ります。それでも、開催間近になり緊急事態宣言等が発出された場合は、出店は中止となりモバイルスタンプラリーだけの開催といたします。

このような状況下ではございますが、安心で安全なお祭りを目指し、八王子いちょう祭りを取り巻く様々な状況をご理解いただける方々にご参加、ご協力をいただけますと幸いです。

ご出店をご希望の方は、同封いたしました出店申込みに関する資料を熟読の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、初めてご出店をお考えの方は、申込書類を送られる前に事務局までご一報くださいますようお願いいたします。

皆様のご出店を心よりお待ちしております。

不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

《お問合せ先》

八王子いちょう祭り祭典委員会 事務局 富樫・佐藤

〒193-0834 八王子市東浅川町120番地 陵南いちょう会館

TEL : 042-668-8383 FAX : 042-673-6661

URL : <https://www.ichou-festa.org/> E-Mail : ichou@ichou-festa.org

第 42 回八王子いちよう祭り

出店申込みにあたって

本年度は、例年の規模を大幅に縮小して開催します。下記内容をご理解いただき、ご了承の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- 今年の開催日は 11 月 20 日（土）、21 日（日）です。この 2 日間は『関所オリエンテーリング』、『全国・近隣観光物産展』、『ふるさとバザール』の開催を予定しております。また、お祭り期間の前後約 1 か月間は、『モバイルスタンプラリー』を開催する予定です。パレードやステージ、音楽イベント等はありません。
- 現在は開催の予定で準備を進めておりますが、開催日が近くなった頃に、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置、または社会情勢の変化により、開催が難しいと判断した場合には『モバイルスタンプラリー』のみの開催となります。
- 『観光物産展』『ふるさとバザール』を中止にする場合は、10 月末までにホームページや SNS 等で発表するとともに、出店申込者の方には文書でご連絡します。
- 中止になった場合、お振込みいただいた出店料は、1 店舗につき 1,000 円（振込手数料等）を差し引いた金額をお返しします。ご了承ください。
- 出店に際しては、「第 42 回八王子いちよう祭り 出店要項」と『第 42 回八王子いちよう祭り 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』『同 出店者用』を遵守してください。当祭の指針に沿っていない場合は、出店をお断りします。
- 例年通りの会場を準備しておりますが、三密を避けるため、ブース数を少なくする予定です。また、申込み数によりましては使用しない会場が出る可能性があります。
- 「出店者会議」がコロナ感染状況拡大状況により開催できなかった場合は、出店場所は当祭典委員会に一任させていただきます。
- 感染状況次第では直前まで運営方針の変更が生じる可能性があります。

第42回八王子いちよう祭り

「全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2021」

出店募集要項

1. 開催趣旨（目的）

八王子市は、古くは甲州街道の宿場町でしたが、現在では多くの企業、人材に恵まれた有数の産業都市であり、全国から11万人もの学生が集う学園都市でもあります。また、高尾山に代表されるように、豊かな自然に恵まれた観光都市という一面も持っています。

今年で42回目を迎える市民手作りの『八王子いちよう祭り』は、黄金色に染まる甲州街道いちよう並木を舞台に、通行手形に焼印を押しながら各関所をまわる「関所オリエンテーリング」、全国の先駆けとなった「クラシックカーパレード」、各地の物産・特産が出品される「ふるさとバザール」の開催等、地域活性化の役割を果たしております。

しかしながら、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のため、地域のあらゆるお祭り・イベントが中止になる中で、八王子いちよう祭りも通常の開催が出来ませんでした。そこで、当祭典委員会はコロナ禍の中でも何かできることはないか検討した結果、感染拡大防止に努め三密を避けるため、GPSを活用したモバイルスタンプラリーを開催しました。来場者の分散（時間・場所）を図ることで、安心なお祭りを開催することに成功しました。

本年は、テーマを「祝・日本遺産認定記念事業」「祝・JR高尾駅開業120周年記念事業」とし、<Say YES! Restart Together!>をスローガンに、原点に戻り甲州街道いちよう並木を歩いて楽しんでいただけるような企画を立てております。

また、本年度も《三國(みくに)の結び事業》として武蔵の国、相模の国、甲斐の国との交流をさらに深めるべく、地域間の交流、近隣地域の物産・地産、観光案内等にも力を入れた開催を予定しております。ぜひ、『全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2021』にご出店いただき、来場された方々へ観光・特産品・物産品等のPRをしていただきたいと思います。

なお、本年度は、通常開催が行われた一昨年と比較して、全体規模を縮小して開催します。また、直前に緊急事態宣言等が発出された場合は企画内容を再検討して開催します。

2. 主催 八王子いちよう祭り祭典委員会

共催：沿道町会・特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会・八王子市学園都市推進会議

後援：八王子市・八王子市教育委員会・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団・

公益社団法人八王子観光コンベンション協会・八王子商工会議所 他

3. 開催概要

(1) 名称：第42回八王子いちよう祭り 『全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2021』

(2) 日時：2021年11月20日（土）9：00～16：30 （雨天決行）

21日（日）9：00～16：00 （雨天決行）

（終了時間が30分早まりました。）

- (3) 場 所：八王子いちよう祭り ふるさとバザール会場
(4) 内 容：展示・試食・販売コーナーの設置
観光や物産のPR
観光や物産用リーフレット等の配布

4. 出店内容

- (1) 観光PR
(2) 地域特産品、農林水産物およびこれらを原材料とした加工品の展示・販売
※食品販売は、八王子市保健所の定める範囲内（別紙参照）

5. 出店資格

- (1) 祭典委員会が観光・物産展の出店者としてふさわしいと判断し、ルールとマナーを守り、祭典の運営に協力していただける個人・グループ・団体等
(2) 『東京都暴力団排除条例』、『八王子市暴力団排除条例』に反することなく、出店が認められた個人・グループ・団体
(3) 『暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会規約』及び『全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2021 出店要項』を遵守し、誓約書を提出していただける個人・グループ・団体等
(4) 『新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』『同〈出店者用〉』を遵守いただける個人・グループ・団体等

6. 出店形式

基本設備：テント1張り	(間口3.4m × 奥行2.5m)	
店名板	(15cm×90cm)	
照明	(1個)	* テーブル・椅子・電気コンセントをご使用の場合は、別途、申込書にて受付いたします。

7. 募集締切日

9月15日(金) 必着

- (1) 締切日前であっても定数に達した場合は申込みを締め切ります。
(2) 書類の提出等、締切日までに間に合わない場合はその旨を必ず事務局までご連絡ください。

8. 経費負担

- (1) 出店者が負担する経費
① 出店料 60,000円 (1小間 2日分)
② 追加設備に係る経費 (出店申込書参照)

(2) 出店料の振込について

振込み期限 9月30日(木)

振込先：多摩信用金庫 高尾支店 普通口座

八王子いちよう祭り祭典委員会 会長 水野^{みずの} じゅん

店番号：065 口座番号：0228782

- ① 入金の確認をもって受付とします。
- ② 恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願いします。
- ③ 諸事情により振込み期限までにご入金が間に合わない場合は、必ずご一報ください。
- ④ 一度振り込まれた出店料は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった場合を除き、いかなる理由があっても返金いたしません。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大のため中止した場合は、手数料を差し引いて返金します。

9. 出店のキャンセルについて

- (1) 原則、出店のキャンセルはできません。
- (2) 出店者の都合により損害が生じた場合、八王子いちよう祭り祭典委員会は出店者に対して賠償請求できるものとします。

10. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- (1) 『八王子いちよう祭り祭典委員会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』および【同ガイドライン〈出店者用〉】を熟読し、指針に沿って出店してください。
- (2) 【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する確認事項】を確認し、チェックを入れ、署名押印の上、提出してください。
- (3) 提出がない場合は、出店できません。
- (4) 当日、両ガイドラインに沿ったコロナ対策をしていない場合、または対策がなされていないと判断された場合は、退店、または対策が整うまで営業停止とします。
- (5) コロナウイルス感染拡大のため、開催が難しいと判断した場合には、10月末までに連絡します。
- (6) 出店責任者は、体調管理および手指消毒等の基本的な予防対策を確認し取り組んでください。
- (7) 出店責任者は、店舗従事者に対しても体調管理や基本的な予防対策に取り組んでください。
- (8) 出店責任者および店舗従事者は、常に店舗の衛生に気を配り、衛生管理に努めてください。

11. 出店の申込みについて

- (1) 提出書類
 - ・ 出店申込書 (出店責任者の写真を2枚貼付したもの)
 - ・ 誓約書
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する確認事項
 - ・ 出店商品リスト

- ・行事における臨時出店届 (食品を取り扱う場合には必ずご提出ください。)
- ・観光チラシまたは観光パンフレット 1部

(2) 申込み書類について

<出店申込書>

- ① 出店責任者は当日店舗にいて、出店に関する責任を負える方をお願いします。
- ② 出店責任者の上半身の写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。
- ③ 出店内容は具体的にお書き下さい。
- ④ 火気器具を使用する方は、器具等の種類(名称)、使用燃料等を記入してください。
- ⑤ 追加設備が必要な方は、数量・金額を記入し、合計金額をご確認ください。
- ⑥ 電気を使用する方は、必要な容量を申込み、使用機器および使用ワット数を記入してください。
電気コンセントの増設や記載以外の使用は認めません。
※発電機の持ち込み、カセットコンロの使用は禁止します。
- ⑦ 申込書下欄の「店名板」欄に、出店する店舗名を必ずご記入ください。必要のない方は、「不要」とご記入ください。
- ⑧ 出店申込書に記載した営業内容に変更があった場合には速やかにご連絡ください。
※当日になっての出店責任者、営業内容の変更および出店権の譲渡は認めません。
- ⑨ 出店申込書類一式の原本を、「八王子いちよう祭り祭典委員会事務局」まで送付して下さい。
また、申込書の控え(コピー)をお手元に必ず保管しておいてください。

<写真>

- ① 出店責任者の写真を2枚、申込書に添付して提出してください。
- ② 1枚は、開催当日に店舗に掲示していただく『出店許可証』に使用します。

<誓約書>

- ① 提出してください。誓約書のご提出がない場合は、出店をお断りさせていただきます。
- ② 出店責任者は出店に関して全責任を負うものとします。

<コロナ関連確認書>

- ① 別紙、「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する確認事項」を熟読し、内容をご確認の上、チェック、署名捺印して提出してください。
- ② 提出がない場合は出店できません。

<行事における臨時出店届>

- ① 飲食の提供および食品の試食・販売は、八王子市保健所の定める範囲内とします。
- ② 飲食の提供・販売、および食品の試食・無料配布を行う出店者は、『八王子市保健所の注意事項』を熟読し、1テントごとに1枚「行事における臨時出店届」を提出してください。
- ③ テント内で調理行為を行う品目が2品目の場合でも、1枚に記入してください。
飲食と一緒に飲み物(未開封)や食品の販売をされる場合も、一緒に記入してください。

【注意事項】

◆本年度は、ビールサーバーを用いての生ビール販売は、禁止します。

◆アルコール類の販売は、未開封の物のみとします。

- ④ 東京都の『臨時営業許可書』をお持ちの方はそのコピーを添付してください。
- ⑤ 販売品目は事前に申請し、「行事における臨時出店届」にて許可された品目以外は販売することできません。記載漏れがないように全取扱品目を記入してください。
- ⑥ パック入り、包装された食品は必ず法定の表示を貼付してください。貼付のないものは販売できません。
- ⑦ 全ての冷蔵設備には、必ず温度計を設置し、温度管理に注意してください。
- ⑧ 記載内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。
- ⑨ 保健所への届け出は、祭典委員会が一括で行います。
- ⑩ 保健所の許可・鑑札を必要とする業種は、所定の申請を行い、許可を取得して下さい。
- ⑪ 酒類の販売は酒税等の関係があり、別途申請が必要となります。事務局にその旨ご連絡ください。

(3) 火災予防について

- ① 消防法・東京都火災予防条例（平成26年8月1日施行）により、火気器具を使用する場合は各店テント内に消火器（10型以上）を常備することが義務付けられました。見えるところに正しく設置し、上部には消火器の札を掲示してください。
- ② 消火器が無い場合は準備ができるまで火気器具の使用を禁止します。
- ③ 使用するすべての火気器具について、火気器具等の種類（名称）、使用燃料等の届出が必要です。
- ④ 火気器具を使用しない出店におきましても、予防のために消火器を設置してください。
- ⑤ 消防署への届け出は、祭典委員会が一括して行います。
- ⑥ 飛沫防止のためシートは防炎性能を有するシートを使用し、火器や熱を持つ照明器具等の近くを避けてください。消毒液を使用・保管する時は火器から遠ざけ、直射日光を避けること。

12. 搬入搬出について

- (1) 後日送付する「出店注意事項」を厳守し、スタッフの指示に従って安全に十分注意し搬入搬出を行ってください。搬入時間を過ぎた場合は、会場に入れませんので時間に余裕をもって来てください。
- (2) C会場（陵南公園）において搬入搬出に軽貨物車（トラック）を使用する場合は、4ナンバーまでとします。
- (3) C会場（グラウンド内）は車両の乗り入れを禁止します。台車等、手運びをお願いいたします。
- (4) 前日搬入について
当日の朝は、準備時間が短いため前日搬入をお勧めします。ただし、紛失・盗難・破損等について当祭典委員会は一切の責任を負いません。電源の使用はできません。

13. 禁止事項

- (1) 営業行為はテント内とし、テント外での商品販売や商品陳列を禁止します。

- (2) 呼び込み等の行為は自分のテントの前のみで行ってください。テントから大きく離れての呼び込みや拡声器、騒音を発する物の利用、および他の店舗の迷惑になる行為は禁止します。

本年度は、大声での呼び込みを禁止します。

- (3) 未成年者や運転される方へのアルコール販売・飲酒しながらの販売を禁止します。

- (4) 氷・炭の置き去りや投棄を禁止します。必ずお持ち帰りください。

- (5) 会場内は全面禁煙です。

※本出店要項や祭典委員会の指示に従えない場合は、出店を取り消し撤収していただきます。

その際に出店者側に生じた損害については、祭典委員会では賠償いたしかねますのでご了承ください。

1 4. 注意事項

- (1) 本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。
- (2) 主催者側の諸事情により止むを得ず内容が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 主催者の指示に従えない場合は、出店を取り消す場合があります。この場合、出店者に損害が生じた場合でも主催者は賠償をいたしかねますのでご了承ください。
- (4) 観光物産展での展示方法については、主催者のルールに従ってください。全体のバランスを考慮し、出店位置を決めさせていただきます。
- (5) ゴミ等の処分方法は祭典委員会の定める方法に従ってください。
- (6) 衛生管理、環境保全（ゴミ処理等）は出店者の責任において徹底して行ってください。

1 5. その他

- (1) 追加設備について、申込み後の変更は、**10月29日（金）**までとします。
※それ以降の変更は、設営準備の都合上受け付けられません。
※期日が近づいてきましたら、今一度お申込みの確認をお願いします。
- (2) 申込み内容に変更があった場合には、速やかに祭典委員会までご連絡ください。

1 6. 個人情報の取り扱いについて

八王子いちよう祭り祭典委員会は、ご提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めますが、『暴力団排除条例』の施行にともない、警察署に提供させていただくことがあります。また、いちよう祭り祭典委員会からのサービス及び、情報の提供のみに使用し個人情報を厳密に管理します。

☆その他、ご不明な点は八王子いちよう祭り祭典委員会までお問合せください。

〔お問合せ先〕

八王子いちよう祭り祭典委員会事務局 富樫・佐藤

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 120 番地

TEL : 042-668-8383

FAX : 042-673-6661

E-mail : ichou@ichou-festa.org

URL : <https://ichou-festa.org/>



@Hikaru

暴力団排除に関する八王子いちよう祭り祭典委員会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、八王子いちよう祭りから暴力団排除を徹底することにより、善良な市民に開かれた、明るく健康的な祭典を提供し、伝統ある地域文化の発展に寄与するために、出店に必要な事項を定めるものである。

(出店の許可)

第2条 出店申請者は八王子いちよう祭り祭典委員会（以下「祭典委員会」という。）の許可を受けるものとする。

(許可の基準)

第3条 祭典委員会は、出店申請者及び従事者が次に該当する場合には許可をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものと認められる者
- (3) 名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行ったと認められる者
- (4) 居所不明、素行不良等、祭典の出店者としてふさわしくない者

(許可の手続き)

第4条 出店申請者は、祭典委員会が定める出店申込書及び誓約書を作成し、祭典委員会が定める申込み締切日までに、祭典委員会に出店の申請をするものとする。

2 出店申込書には、本人の確認をおこなうために住民票、運転免許証等の公的な身分証明書を添付するものとする。

3 祭典委員会は出店を許可する場合は、出店許可証を交付する。

(出店場所の指定)

第5条 出店場所の指定は、祭典委員会の定める方法で公平に行うものとする。

(名義貸し等の禁止)

第6条 出店許可証は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し、許可証の転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、許可を取り消すとともに、以後の出店も認めないものとする。

(許可の取消)

第7条 祭典委員会は、出店の許可をした場合でも、次の各号に該当すると認めたときは、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号（許可の基準）に該当することが明らかになったとき
- (2) 暴力団員を店舗内に立ち入らせたとき
- (3) 許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明したとき

- (4) 粗野または乱暴な言動や、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき
- (5) 第11条（出店者の遵守事項）の規定を守らず、祭典委員会役員及び、警備関係者の正当な指示に従わないとき

（店舗の規格）

第8条 店舗の規格は、会場の場所を勘案し、祭典委員会が定めた基準に概ね合致させるものとする。

（諸費用の負担）

第9条 祭典委員会は、出店者に対し、出店等に伴う諸費用を請求するものとする。

2 出店者は、前項の請求を受けたときは、速やかに祭典委員会に納付するものとする。

（許可証の提示）

第10条 出店者は出店許可証を店舗の見やすい個所に掲示しておくものとする。

（出店者の遵守事項）

第11条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は祭典の品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと。
- (2) 商品販売は、一般の市販価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。
- (3) 祭典委員会の承認を得ることなく、出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (4) 祭典委員会が指定した場所、建物、備品類等以外は使用しないこと。
- (5) 搬入搬出のための車の乗り入れは、祭典委員会の指示に従うこと。
- (6) ゴミは、出店者の個々の責任において毎日、適正に処理すること。
- (7) 出店申請者及び従事者は、常に祭典委員会と連絡が取れるようにしておくこと。

（撤去等の措置）

第12条 祭典委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため、撤去等の必要な措置を取らせることができるものとし、出店者に損害が生じても祭典委員会は何らこれを賠償ないし保障することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により祭典委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

（管轄警察署との連携）

第13条 祭典委員会は、出店申請者及び従事者と暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、出店申込書、誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

（その他）

第14条 この規約に定めのない事項については、その都度、祭典委員会役員会において決定するものとする。

付則

本規約は、平成24年6月1日から施行する。